

飲食料品製造業分野における 特定技能外国人受入れの制度について



2024年6月

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
食品製造課

- 
1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況
 2. 特定技能 2 号の追加について
 3. 飲食料品製造業分野の概要
 4. 食品産業特定技能協議会について
 5. 予算概算決定の内容
 6. 優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

1. 特定技能制度、特定技能外国人受入れ状況



制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：238,981人（令和6年4月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：70人（令和6年4月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野） 農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業
（赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は特定技能1号で受入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定。）
（「工業製品製造業」は省令等を改正するまでは引き続き「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」として受入れ可。）

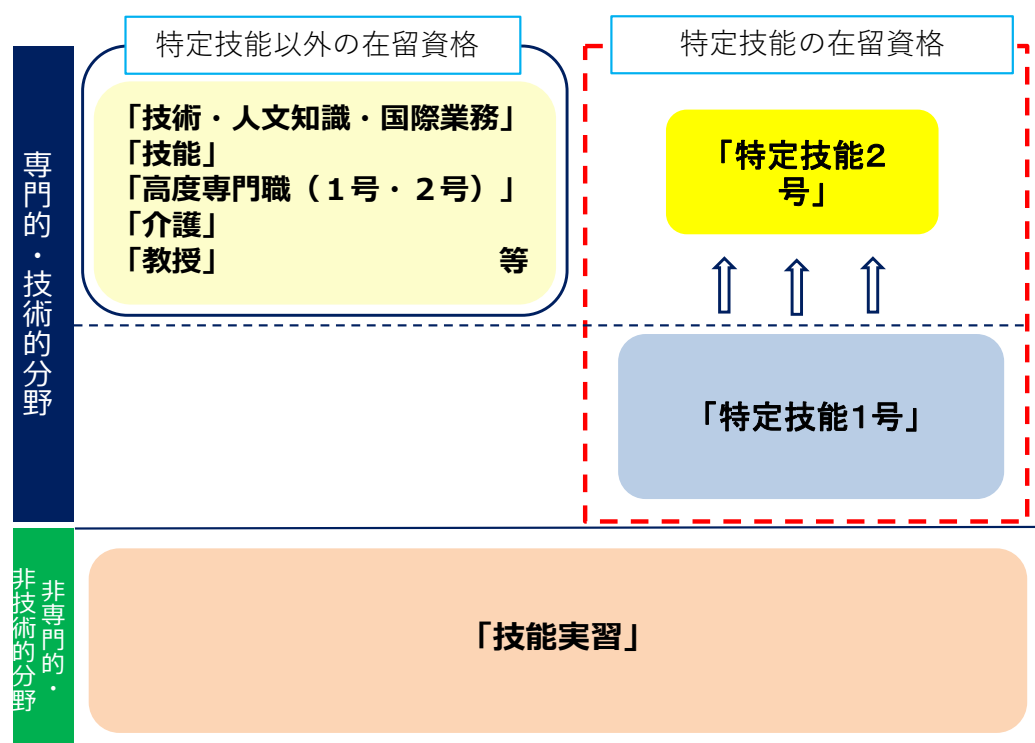
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1業務区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接
経産省	工業製品製造業 旧名: 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・繊維製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接
国土省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接
	自動車運送業	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等		・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接
	鉄道 ^{※2}	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験		・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接
	林業 ^{※2}	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接
	木材産業 ^{※2}	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接

※1 「機械金属加工」、「電気電子機器組立て」、「金属表面処理」の3業務区分以外の業務区分については、省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

※2 省令の改正等を行った後、受入れ開始となる予定。

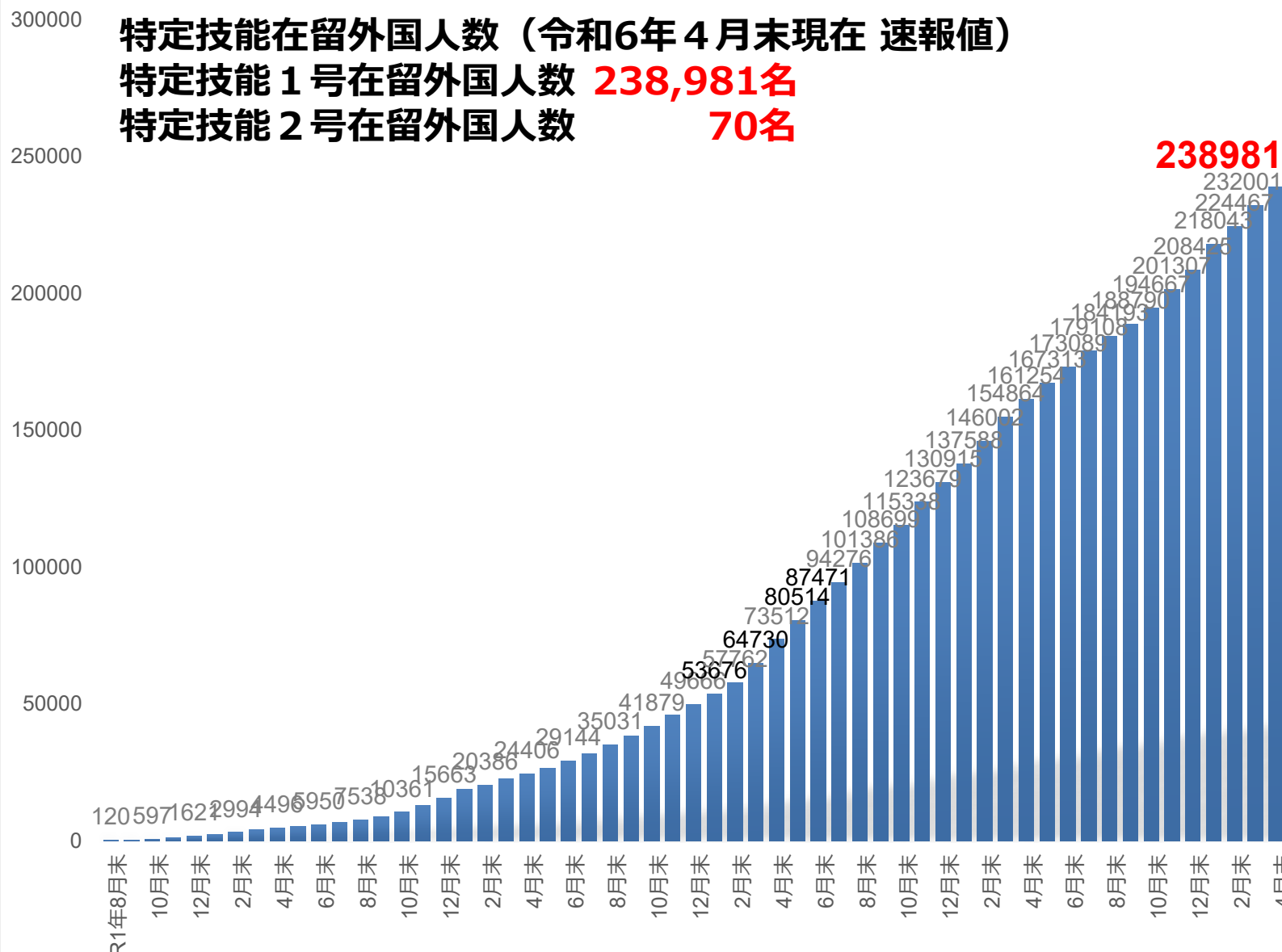
技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号） （非専門的・技術的分野）	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 （専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定技能制度運用状況①



特定技能外国人受入れ数（12分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	34,287
ビルクリーニング	4,298
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	43,005
建設	29,456
造船・船用工業	8,300
自動車整備	2,797
航空	927
宿泊	451
農業	26,491
漁業	2,919
飲食料品製造業	68,251
外食業	17,799

特定技能2号外国人数

分野	人数
建設	39
造船・船用工業	16
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	10
農業	5

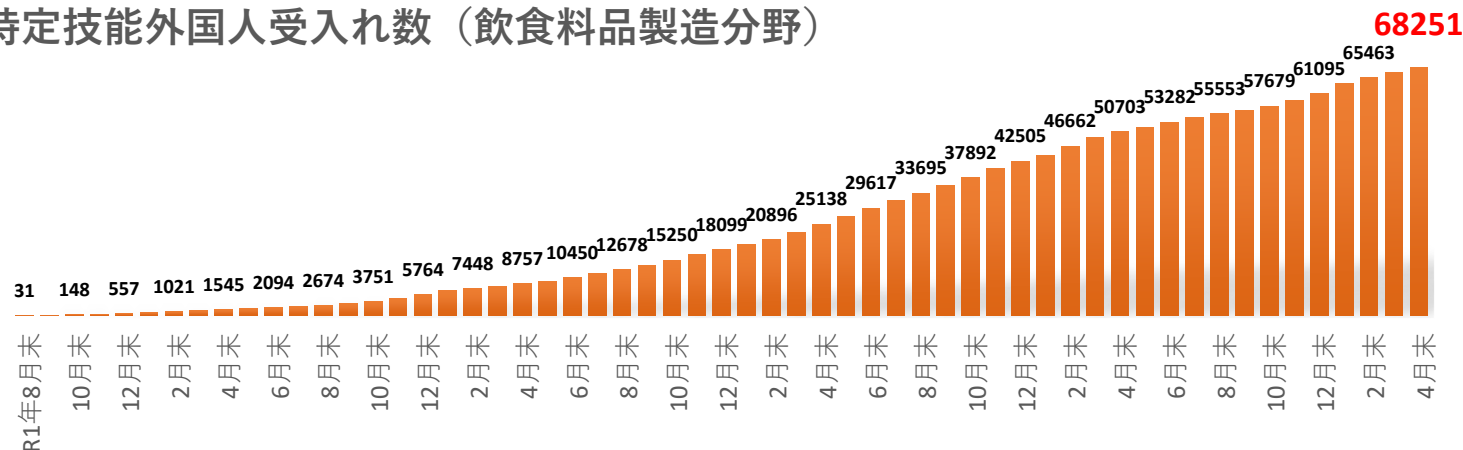
資料：出入国在留管理庁「特定技能制度運用状況」を基に農林水産省で作成

<参考①> 飲食料品製造業分野の特定技能外国人受入れ状況

<飲食料品製造業分野>

令和6年4月末現在、**12分野中で最多の68,251人。**

特定技能外国人受入れ数（飲食料品製造分野）

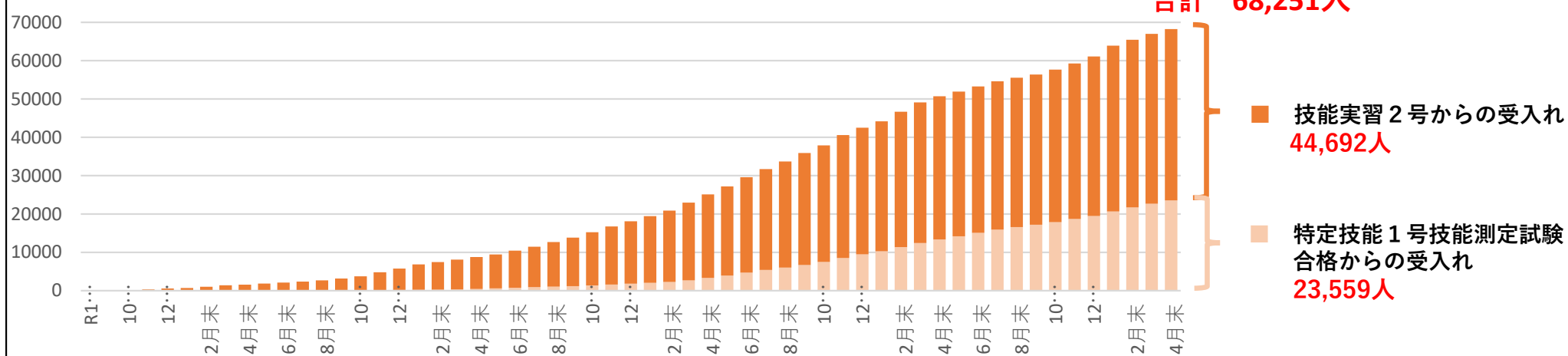


国別、ルート別の内訳

国	技能実習	試験
ベトナム	30,632	15,666
中国	2,248	843
インドネシア	2,561	5,618
フィリピン	2,499	332
ミャンマー	4,263	583
タイ	27	130
カンボジア	929	109
ネパール	1,350	81
モンゴル	108	12
スリランカ	55	31
その他	20	154
合計	44,692	23,559

飲食料品製造業分野における技能実習2号修了者からの移行は44,692人で、**全体の70%**を占める。

特定技能外国人（試験・技能実習） 受入れ数



資料：出入国在留管理庁提供データを基に農林水産省で作成

2. 特定技能 2 号の追加について



特定技能2号の対象分野の追加について(令和5年6月9日閣議決定)



令和5年6月9日、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(分野別運用方針)の変更が行われた。変更内容は以下のとおり。

1 特定技能2号の対象分野の追加について

熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・舶用工業分野の溶接区分のみが対象となっていたが、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・舶用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とすることとなった。

これにより、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野以外(注1)の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となる。

(注1) 介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていない。

2 特定技能2号の外国人が従事する業務及び技能水準について

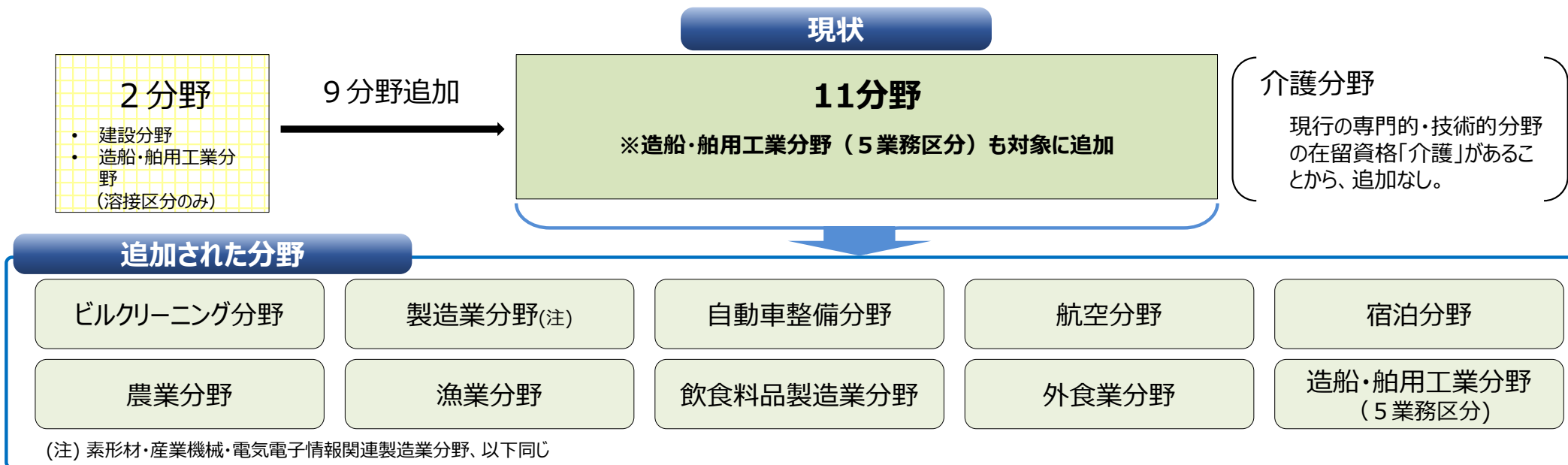
特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。

当該技能水準を満たしているかどうかは、試験と実務経験で確認する。

従事する業務及び試験並びに実務経験の詳細は、分野別運用方針及び分野別運用要領に記載されている。

(注2) 特定技能2号の技能水準を測る試験については、既存の試験のほか、各分野で新たに設けられる試験がある。後者については、それぞれの分野を所管する省庁において試験実施要領を定め、随時開始する予定。

特定技能 2 号の対象分野追加と必要性



必要性

- 「第 9 次雇用対策基本計画」(閣議決定)
我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
- 分野所管省庁の要望
 - ・ 特定技能制度が開始された後も、依然として深刻な人手不足状況が継続しており、優れた人材を熟練労働者や指導者層として長期的に育成・確保する必要がある。
 - ・ 円安等によって海外からの人材獲得がますます困難になる中、有為な人材に対して我が国での更なる活躍の場を示す必要あり。
- 経済界からの要望
中長期的な人材育成を可能とし、優れた人材の定着を促進するために、早期に特定技能 2 号への追加の方針を示すよう要望あり。
- 今後の状況
令和 6 年 4 月で特定技能制度の開始から 5 年が経過し、令和 6 年度中（同年 5 月以降）に特定技能 1 号の外国人が在留期間通算 5 年を迎え始める。現在特定技能 1 号で就労する外国人のうち特に優れた資質を有する者に対して、今後のキャリア形成に当たって、引き続き日本で就労することが可能かを早期に示す必要あり。

特定技能2号の技能水準について

法務部会決議（平成30年10月29日）抜粋

1 当部会の議論を通して、特定技能2号の厳格化を求める意見が圧倒的に多かったことを明記する。政府は、この事実を踏まえて、現段階での特定技能2号の適用条件の認識、説明を越える高いレベル（現在就労及び家族滞在が認められている専門的・技術的分野の在留資格に必要とされる技能と同等又はそれ以上の技能）での厳格化を行うべく、法務省令、基本方針及び運用方針に反映させること。

改正入管法附帯決議（衆議院、平成30年12月）抜粋

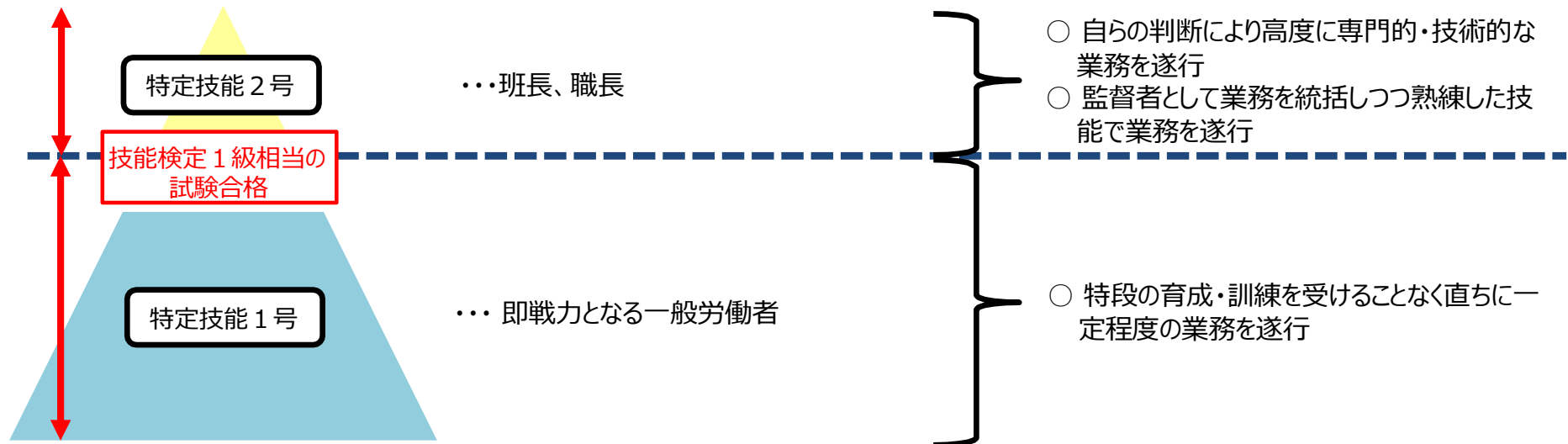
三 特定技能2号の在留資格については、既存の専門的・技術的な就労資格と同様の高い水準の技能を求めるものとし、我が国の産業、雇用及び国民生活に与える影響に十分に配慮しつつ、熟練した技能を有する人材を外国人により確保することが真に必要な分野に限って受入れを行うなど、厳格な運用に努めること。



現在の運用

○ 政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

3（2）イ 2号特定技能外国人に対しては、**熟練した技能**が求められる。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、**現行の専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人と同等又はそれ以上の高い専門性・技能を要する技能**であって、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいう。当該技能水準は、分野別運用方針において定める当該特定産業分野の業務区分に対応する試験等により確認する。



分野別運用方針の改正内容①（特定技能２号の業務内容）

分野名	業務内容	分野名	業務内容
ビルクリーニング分野	建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	宿泊分野	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	<u>機械金属加工区分</u> ：複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理（他区分も同等の業務内容）	農業分野	<u>耕種農業区分</u> ：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務（他区分も同等の業務内容）
造船・船用工業分野（５業務区分）	<u>塗装区分</u> ：複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、噴霧塗装作業）に従事（他区分も同等の業務内容）	飲食料品製造業分野	飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務
自動車整備分野	他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	外食業分野	外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営
航空分野	<u>空港グランドハンドリング</u> ：社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理 <u>航空機整備</u> ：自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等	漁業分野	<u>漁業区分</u> ：漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。（他区分も同等の業務内容）

分野別運用方針の改正内容②（特定技能 2 号の技能水準）

- 特定技能 2 号の要件は試験合格及び実務経験を有していること。
- 課される試験は、分野所管省庁が作成・実施する技能試験及び既存の各種試験

	試験名
ビルクリーニング分野	「ビルクリーニング分野特定技能 2 号評価試験」又は「技能検定 1 級」
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	「製造分野特定技能 2 号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定 3 級」又は「技能検定 1 級」
建設分野※1	「建設分野特定技能 2 号評価試験」、「技能検定 1 級」又は「技能検定単一等級」
造船・舶用工業分野※1	「造船・舶用工業分野特定技能 2 号試験」又は「技能検定 1 級」
自動車整備分野	「自動車整備分野特定技能評価 2 号試験」又は「自動車整備士技能検定試験 2 級」
航空分野	「航空分野特定技能 2 号評価試験」又は「航空従事者技能証明」
宿泊分野	「宿泊分野特定技能 2 号評価試験」
農業分野	「2 号農業技能測定試験」
漁業分野	「2 号漁業技能測定試験」※2
飲食料品製造業分野	「飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験」
外食業分野	「外食業特定技能 2 号技能測定試験」※2

※1 建設分野及び造船・舶用工業分野（溶接区分）については既に特定技能 2 号の対象となっているもの。

※2 分野の特性上、一定の日本語能力を有することが業務上必要であることから、技能試験の一環として「日本語能力試験（N3 以上）」を課す。

分野別運用方針の改正内容③（その他）

- 特定技能 2 号へ円滑に移行するための改正
- 技術的な改正

3. 飲食料品製造業分野の概要

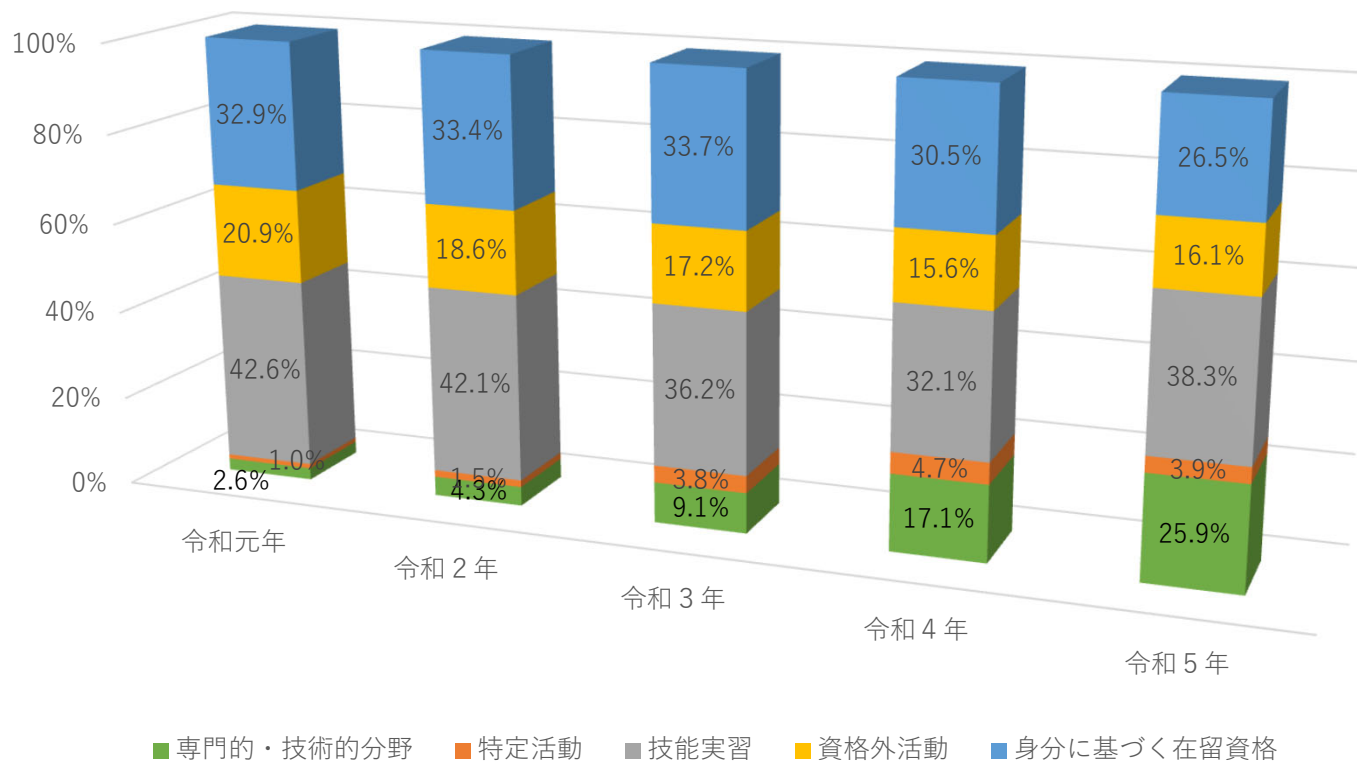


1. 食品製造業分野での外国人雇用状況（1）



在留資格別の外国人雇用状況

食品製造分野 在留資格別外国人雇用状況



※在留資格「特定技能」は、「■専門的・技術的分野」に含む。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）を基に農林水産省で作成

全産業の外国人労働者は約205万人。そのうち製造業は約55万人（全産業の約27%）、さらに**食料品製造業は約17万人（全産業の約8%）**である。（令和5年10月末時点）

1. 食品製造業分野での外国人雇用状況（2）

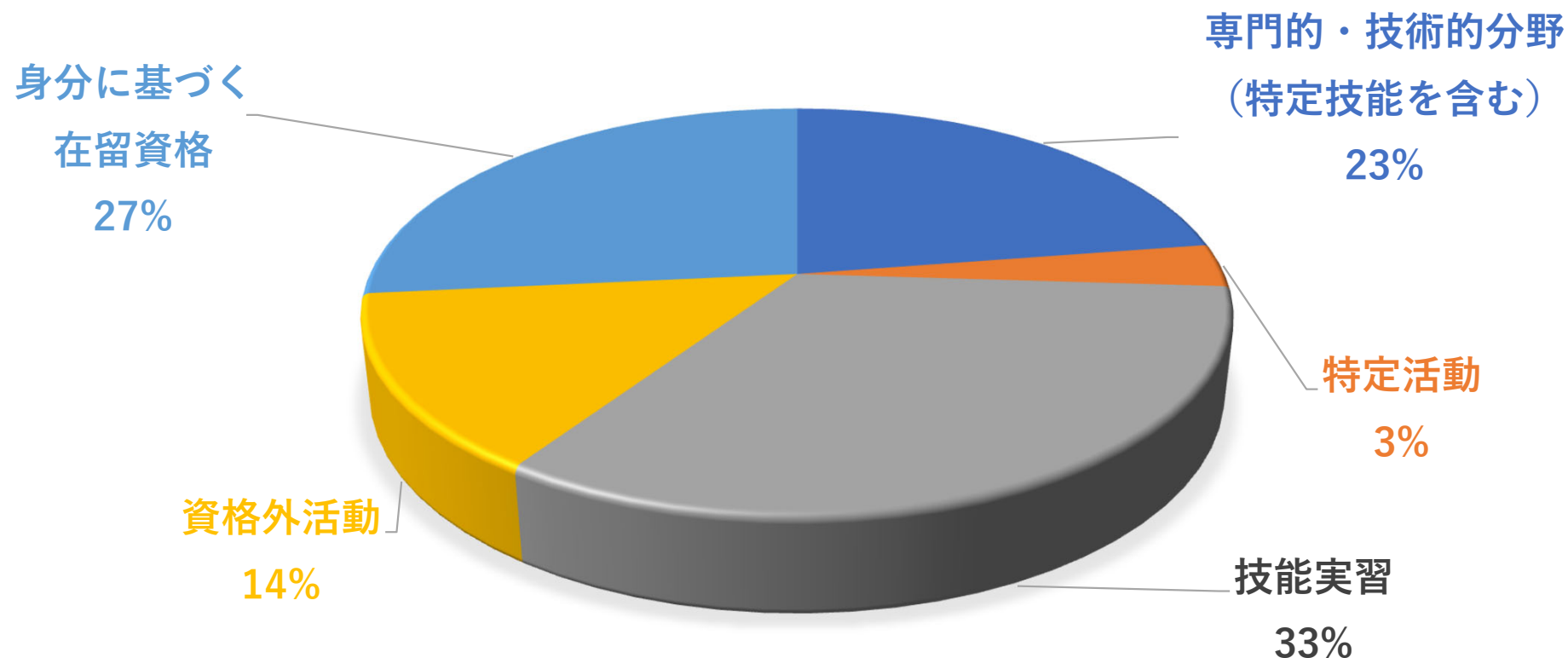


○食料品製造業の外国人労働者数（令和5年10月時点）

約17万人

○在留資格別の構成比

永住者等を除くと、「技能実習」及び「資格外活動」が大半を占める。



※在留資格「特定技能」は、「専門的・技術的分野」に含む。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）を基に農林水産省で作成

2. 特定技能制度・飲食料品製造業分野の概要



(1) 特定技能1号受入れ見込数（令和11年3月までの受入数）：13万9,000人

(2) 人材の基準

【特定技能1号】

以下の①及び②の試験の合格者 又は 飲食料品製造業分野の技能実習2号を良好に修了した者

①技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験」（（一社）外国人食品産業技能評価機構（OTAFF）が実施）

②日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

※「日本語教育の参照枠」により、各日本語試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備（令和4年8月30日）

【特定技能2号】

以下の試験合格に加えて、工程を管理する者として業務を遂行できる能力を確認するため、飲食料品製造業分野において複数の作業を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を2年以上有すること。

・技能水準（試験区分）：「飲食料品製造業特定技能2号技能測定試験」

(3) 人材のイメージ

飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材

- ・主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
- ・食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
- ・施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能

(4) 外国人が従事する業務

飲食料品製造業全般（**飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生**）

*日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することも可能

*特定技能2号は、上記に加えて、飲食料品製造業全般の業務に関する管理業務

(5) 対象となる範囲

外国人が活動を行う事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として次のいずれかに掲げるものを行っていること

食料品製造業（中分類09）、清涼飲料製造業（小分類101）、茶・コーヒー製造業（小分類103）、製氷業（小分類104）、菓子小売業（製造小売）（細分類5861）、パン小売業（製造小売）（細分類5863）、豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（細分類5896）

(6) 受入れ機関等の条件

「食品産業特定技能協議会」の構成員になり、必要な協力を行うこと

(7) 雇用形態：**直接雇用に限る**

3. 1号特定技能外国人が従事する業務の範囲



1. 試験により確認された技能を要する業務

以下の①及び②の試験の合格者 又は 飲食料品製造業分野の技能実習 2 号を良好に修了した者

①技能水準（試験区分）

「飲食料品製造業特定技能 1 号技能測定試験」

②日本語能力水準

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N 4 以上）」

※「日本語教育の参照枠」により、各日本語試験団体が実施する日本語試験について共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備（令和4年8月30日）

＜人材のイメージ＞

飲食料品の製造工程でHACCPに沿った衛生管理ができる人材

- ・ 主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
- ・ 食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
- ・ 施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能

2. 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）

飲食料品（酒類を除く）の製造・加工とは、

原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥等の一連の生産行為等をいう。

（＊単なる選別、包装（梱包）の作業は製造・加工にはあたらない）

3. 当該業務に従事する日本人が通常従事している関連業務に付随的に従事することは差し支えない（専ら関連業務に従事することは認められない）

関連業務にあたりえるものの例

- 1) 原料の調達、受入れ
- 2) 製品の納品
- 3) 清掃
- 4) 事務所の管理の作業

4. 飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲



【飲食料品製造業分野の対象範囲】

日本標準産業分類を参照し、

主たる業務として以下の分類を行っている事業所を対象範囲として決めています。

- ・中分類09 食料品製造業
- ・小分類101 清涼飲料製造業
- ・小分類103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料製造業を除く）
- ・小分類104 製氷業
- ・細分類5861 菓子小売業（製造小売）
- ・細分類5863 パン小売業（製造小売）
- ・細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（＊製造小売に限る）

● **酒類製造業、飲食料品小売業（細分類5861,5863,5896を除く）、飲食料品卸売業、塩製造業、医療品製造業、香料製造業、ペットフードの製造は対象となりません。**

● **食料品、飲料（酒類を除く）を製造加工し、卸売する事業所** が対象となります。

製造業とは、製品の製造加工を行い、卸売する事業者をいいます。この場合の卸売とは、

- 1) 卸売業・小売業・産業用事業者に販売すること、
- 2) 業務用に使用される商品の販売、
- 3) 同一事業者の他事業所への引き渡し をいいます。

また、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合を含みます。

<参考②> 飲食料品製造業分野の対象となる事業所の範囲

1 業務区分
1 試験区分

食品製造関係の技能実習 2 号対象は10職種

<技能実習 3 号対象職種（5 年間）>

- 缶詰巻締
- 加熱性水産加工食品製造業
- 非加熱性水産加工食品製造業
- 水産練り製品製造
- 食鳥処理加工業
- 牛豚食肉処理加工業
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造
- パン製造
- そう菜製造業

<技能実習 2 号対象職種（3 年間）>

- 農産物漬物製造

<技能実習 1 号まで（1 年間）>

- めん類製造業
- 冷凍調理食品製造
- 菓子製造業
- 清涼飲料製造・・・ など

注：技能実習1号は実習可能な対象職種に制限はありません。

技能実習2号を良好に
修了した者は試験免除

試験合格者

<特定技能 1 号・飲食料品製造業分野>

- 食料品製造業
 - ・畜産食料品製造業
例) 部分肉・冷凍肉、肉加工品 等
 - ・水産食料品製造業
例) 水産缶詰・瓶詰、海藻加工 等
 - ・野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
例) 野菜漬物 等
 - ・調味料製造業
例) 味そ、しょう油・食用アミノ酸 等
 - ・糖類製造業
例) 砂糖、ぶどう糖・水あめ・異性化糖 等
 - ・精穀・製粉業
例) 精米・精麦、小麦粉 等
 - ・パン・菓子製造業
例) 生菓子、ビスケット類・干菓子 等
 - ・動植物油脂製造業
 - ・その他の食料品製造業
(でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品 等)
- 清涼飲料製造業
- 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
- 製氷業
- 菓子小売業（製造小売）
- パン小売業（製造小売）
- 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

- ・特定技能の飲食料品製造業分野は、技能実習 2 号対象外の飲食料品製造業の業種にも広く適用される。
- ・分野の対象範囲内のすべての業種に就労可能（1つの資格）。



(総務省 : https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf)

【事業所の定義】

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の2つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や賃金台帳等の経済活動に関する帳簿(以下「経営諸帳簿」という。)により区別できる範囲を一区画とみなす。

例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場所を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

＜参考③＞ 産業分類の決定方法 （日本標準産業分類の一般原則より）



（総務省：https://www.soumu.go.jp/main_content/000889542.pdf）

【産業の決定方法】

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

産業の決定においては、

○一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、

○複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動（※）によって決定する。

※この場合の主要な経済活動とは、これら複数項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はそれらの活動に要した従業者数等を用いることとし、産業は最も大きな割合を占める活動によって決定する。

飲食料品製造業分野に関して、よくある質問（３）

【精肉加工は対象ですか】

小売業者や卸事業者等向けに納品するために、精肉加工をする事業所は、対象となります。ただし、**その業務の売上げ等が全体の２分の１を超えていることが条件**です（食肉卸売業ではないこと）。

【鶏卵の選別・包装工場（GPセンター）は対象ですか】

洗浄（・消毒）後に選別、包装（パック詰め）し、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所（いわゆるG Pセンター）は対象となります。ただし、**その業務の売上げ等が全体の２分の１を超えていることが条件**です（卵卸売業ではないこと）。洗浄消毒を行わない事業所は対象外です。

【水産加工のプロセスセンターは対象ですか】

小売業者や卸事業者等（消費者を除く）向けに納品する水産加工品、例えば刺身、切り身等を製造する事業所は対象となります。ただし、**その業務の売上げ等が全体の２分の１を超えていることが条件**です（生鮮魚介卸売業、鮮魚小売業でないこと）。

【と畜は対象ですか】

と畜場は、日本標準産業分類の大分類R サービス業（他に分類されないもの） 中分類95 その他のサービス業に該当しますので、飲食料品製造業分野に該当しません。

ただし、と畜場を同じ事業所内で一体経営する食肉加工場は、部分肉・冷凍肉製造業に該当するため、飲食料品製造業分野の対象となります。ただし、**その業務の売上げ等が全体の２分の１を超えていることが条件**です。

飲食料品製造業分野に関して、よくある質問（４）



【野菜をカットしていますが対象ですか】

○野菜を仕入れて、すぐに調理に使用できるようにカット（炒め用やサラダ用）したものを、小売業者や卸事業者等向けに納品する事業所は対象となります。ただし、飲食料品製造業の売上げが全体の２分の１を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

○野菜を仕入れて、玉ねぎを天地カットして皮むき、山芋の皮むき等の加工をしたものを、製造業者、小売業者及び卸事業者向けに納品する事業所が対象となります。ただし、飲食料品製造業の売上げが全体の２分の１を超えていることが条件です。

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品）

●ただし、野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの石づきをカットしたりするなど、軽微な加工は製造業には当たらず、卸売業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：5213 野菜卸売業）

●野菜を栽培し、同じ事業所内でしいたけの石づきを切るなど、軽微な作業の場合は、農業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：0113 野菜作農業）

飲食料品製造業分野に関して、よくある質問（５）



【弁当、惣菜を作っています。対象ですか？】

○お弁当（惣菜等）を製造し、小売業者や卸事業者等向けに卸売する事業所が対象となります。

（日本標準産業分類：0996 そう（惣）菜製造業、0997 すし・弁当・調理パン製造業）

●下記の場合は外食業分野に該当する為、全て対象外です。

・持ち帰り飲食サービス：持ち帰り弁当のように、**客の注文に応じ**その場で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所（日本標準産業分類：7711 持ち帰り飲食サービス業）

・配達飲食サービス：仕出し弁当、デリバリーのように客の求める場所に飲食料品を届ける事業所（日本標準産業分類：7721 配達飲食サービス業）

・施設給食業：特定された多人数に食事を提供する給食施設（日本標準産業分類：7731 施設給食業）

●ただし、接客を伴わない、調理に特化した事業所（いわゆるセントラルキッチン、プロセスセンター）については、飲食料品製造業分野での対象となります。（調理のみで、接客や店舗管理を行わないセントラルキッチンでの外食業分野の就労は不可）

（日本標準産業分類：0999 他に分類されない食料品製造業）

●また、お弁当（惣菜等）を仕入れて、店舗で販売している場合は、小売業に該当するため対象外です。

（日本標準産業分類：5895 料理品小売業）

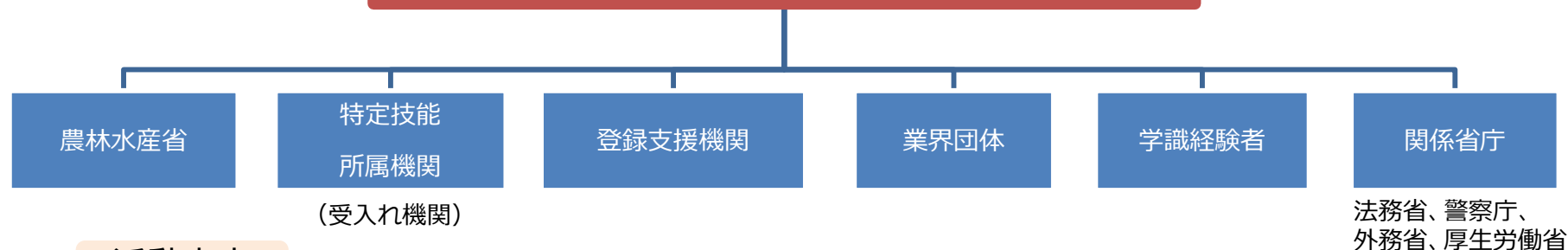
4. 食品産業特定技能協議会について



食品産業特定技能協議会

- 飲食料品製造業分野及び外食業分野における制度の適切な運用を図るため、食品産業特定技能協議会を設置。（2019.3.29設置）
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

食品産業特定技能協議会



活動内容

- 特定技能外国人の受入れにかかわる制度の趣旨や優劣事例の周知
- 特定技能所属機関(受入機関)等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 特定技能所属機関（受入機関）の外国人労働者引き抜き防止の申合せ
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

特定技能所属機関（受入機関）、当該分野の事業者支援する登録支援機関は、協議会の構成員になり、農林水産省及び協議会に対して必要な協力をする事が課せられています。

【参考】 特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ (平成31年 3月29日、食品産業特定技能協議会)

飲食料品製造業分野については、幅広い業種から構成されており、企業規模も多様であるといった特性があるところ、今般の新たな外国人材の受入れ制度においては、H A C C Pに沿った衛生管理等の専門的技能に着目した仕組みとすることで、業種や規模に関わらず業全体として幅広く利用できるようになっており、飲食料品製造業分野の範囲内であれば、企業間、業種間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている。特に、飲食料品製造業分野においては、技能実習 2号対象職種（水産加工、食肉加工、惣菜製造等）とそうでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

食品産業特定技能協議会の構成員である各特定技能所属機関は、安全で良質な食料を安定的に供給するという役割を担う食品企業の社会的使命を改めて認識し、本申し合わせを踏まえ、引き続き飲食料品製造業分野の健全な発展に資するよう努めていく。

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問



【1. 構成員】（加入義務のある方）

- ・ **特定技能所属機関**（受入れ機関、受入れ事業者、受入れ企業）
- ・ **登録支援機関**

* 食品産業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができません。

【2. 協議会加入のタイミング】

令和6年2月15日公布の告示に基づき、令和6年6月15日より、飲食料品製造業分野並びに外食業分野での特定技能外国人の円滑な受入れのため、加入手続きが一部改正され、**出入国在留管理庁への在留諸申請の前に**、協議会の構成員になることが必須となります。加入に際して、確認及び審査に一定の期間を要しますので、余裕をもって加入申請を行ってください。

なお、令和6年6月14日より以前に在留資格を受けている、又は在留資格申請（変更含む）を行っている場合は、在留許可を受けた日から4ヶ月以内に協議会の構成員となるよう、加入申請をお願いします。

よくある質問

Q. 分野の対象か否か知りたい。

⇒ 分野の対象か判断に迷う場合は、農林水産省に事前にご相談ください。

食品産業特定技能協議会に関して、よくある質問

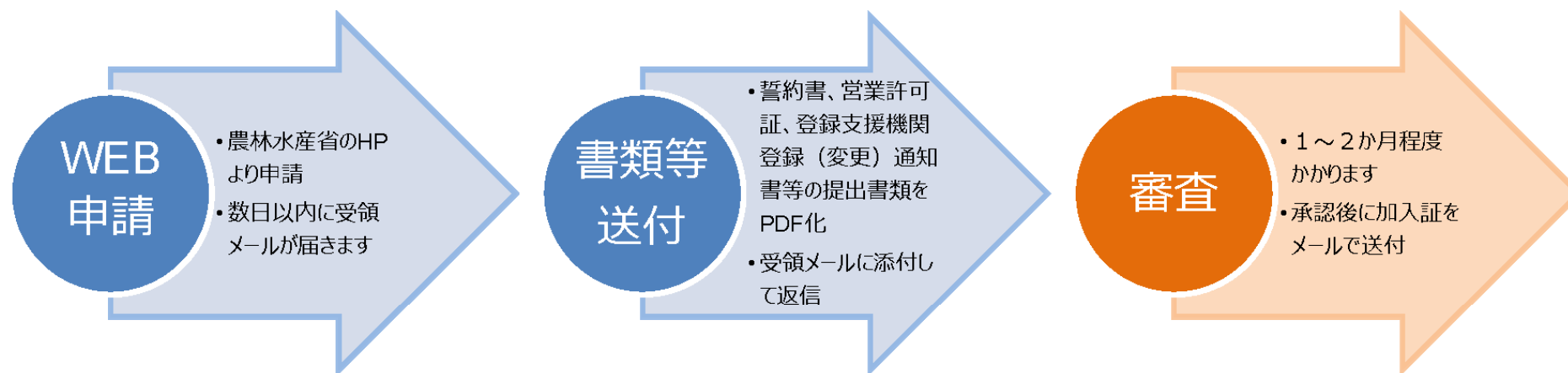
【3. 会費】

当面の間、入会金や年会費等の費用は徴収いたしません。

【4. 加入申請の方法】

＜流れ＞

1. 加入申請フォームより必要事項を入力の上、WEBで申請してください。
2. 事務局よりメールが届きますので、誓約書をPDF等で添付し、返信してください。
3. 審査には通常 1 ～ 2 か月程度いただいています。承認後、加入証をメールで送付します。



よくある質問

Q. 2 人目以降の追加受入れの際に、あらためて加入申請や届出が必要ですか。

⇒ 必要はありません。登録支援機関の 2 社目以降の支援でも同様です。
ただし、同一経営母体でも、受入れる事業所が異なる場合は、新規に加入申請いただく必要があります。

5. 予算概算決定の内容



<対策のポイント>

飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を評価・確認する試験の作成・更新、働きやすい環境の整備**を支援します。

<事業目標>

- 飲食料品製造業分野及び外食業分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<事業の内容>

1. 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新**を支援します。

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

飲食料品製造業分野及び外食業分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

<事業イメージ>

1. 技能試験の円滑な実施

日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新

民間団体等

試験の作成・更新

2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、優良事例の収集・周知等

民間団体等

相談窓口
の設置

優良事例の
収集・周知

等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（飲食料品製造業分野）大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 （03-6744-1869）
（外食業分野）大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 （03-6744-2053）

6. 優良事例（特定技能外国人材の受入れ）



次頁以降で御紹介する事例の詳細は以下のアドレスから御確認いただけます。

日本企業グローバルビジネスサポートLAPITA（JTB）H P 内
<https://www.lapita.jp/sghr/maff/foodindustry/index.html#example>

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（菓子製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：菓子の製造、菓子の卸売、菓子等の輸出入
- 従業員数：210名（単体）、326名（連結）
（いずれも2020年4月1日現在）
- 特定技能者受入れ数：3名（内訳：ベトナム3名）

外国人材の受入れ目的

9年ほど前から技能実習生などの受入を始め、製造現場の人材を安定的に確保するため特定技能者の雇用を開始。同社は中国とベトナムに海外拠点があり、過去には、技能実習を終えて帰国した元実習生を、ベトナムの子会社で採用した実績がある。将来的には、特定技能者も海外拠点で活躍できる人材になってくれることを期待している。



外国人材の勤務、生活状況

日本の食品は、世界でもトップクラスの品質。特に特定技能者には、その品質を損なわないよう、ハイレベルな衛生管理、品質管理の知識を身に付けてほしい。また、生活面では日本語教室に積極的に通ったり、日

本語能力検定を自発的に受検したりする姿が見られ、日本語習得への意欲の高さを感じる。

フォロー体制 日本と外国の文化や常識の違いを理解するため、eラーニングの活用。また、困り事などは丁寧に聞き取るよう努めている。お花見、食事会、バーベキューなどの社内行事では、日本人社員と一緒に楽しそうにしている姿も見られ、受け例側としては非常にうれしい。

飲食料品製造業（弁当、総菜製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：外食事業（国内・国外）、宅食事業、農業事業、環境事業
- 従業員数：2,642人（グループ計、2020年3月期）
- 特定技能者受入数：64名
（ベトナム人61名、カンボジア人3名）

外国人材の受入れ目的

食品製造業は、業界全体が人手不足の傾向であるが、一方で、標準化された繰り返しの作業が多く、外国人材でも比較的働きやすい業種。同社は、人手不足と従業員の高齢化を背景に、新たな働き手を確保しようと2017年から外国人材の受け入れを開始。特定技能の雇用については、技能実習の経験者を中心に採用。



外国人材の勤務、生活状況

お弁当の盛り込みを中心に、食材の運搬、検査などの作業に就いている。盛り込みラインでは、簡単な食材の担当から始め、徐々に粘度の高い食材など難しい作業を担当してもらっている。また、ベトナム語のマニュアルは用意しているが、先輩実習生が後輩にアドバイスしたり、日本人社員の話を通訳したりするなど、助け合って仕事をしている。

フォロー体制

月に一度、同時期に入社した外国人材を集めて、通訳、担当業務の社員、登録支援機関を交えた意見交換会を開いている。勤務シフトを定期的に変えるなど、働く時間や時間帯が公平になるような配慮も大切にしている。



優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（水産加工）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：鮮魚の冷凍冷蔵、水産加工品の製造
- 従業員数：114名
- 特定技能者受入れ数：3名（内訳：インドネシア3名）

外国人材の受入れ目的

水産加工業は、季節によって扱う魚の種類が異なり、それぞれ必要な加工の仕方も違う。そのため、一年を通して同じ製品を大量生産する業種に比べて、大規模な機械化が難しく、人手不足が深刻な問題になっている。特定技能の3人には、一つの製造ラインをしっかりと指導、管理できる社員レベルの業務を任せたいと考え、能力開発や評価制度について検討しているところ。



外国人材の勤務、生活状況

特定技能のスタッフは現在、担当するラインの管理業務を覚えている段階。技能実習生時代から、“先輩”として周りの実習生の指導やマニュアルの翻訳をしており、その役割も引き続き担っている。仕事、生活の両面で実習生に目を配ってくれ、私たちから

実習生への対応などを相談することもあり、とても頼りになる存在。

フォロー体制

マニュアルや工場内のポスターには、インドネシア語を併記。また、毎週ウェブ会議システムを使った日本語教室を行い、日本語能力の向上を支援している。また地域のお祭りでは浴衣姿で参加したり、インドネシアの伝統衣装で成人式に参加したり、地域の一員として楽しんでいるようである。

飲食料品製造業（糸引納豆製造販売）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：糸引納豆製造販売
- 従業員数：約100名
- 特定技能者受入れ数：4名（内訳：ベトナム人）

外国人材の受入れ目的

14年ほど前から技能実習生を受け入れ、人材不足を補うために特定技能の採用も始めました。仕事の技術向上だけでなく、日本にすることが楽しい、この会社で働くのが楽しいと感じてもらいたいと考えながら日々ともに仕事をしています。



外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人は、納豆の充填工程を中心に、梱包工程などに従事しています。当社は多品種小ロット生産を強みとしていますが、社内資格が必要な検品業務をこなしている方もいます。日本人以上に厳しい目でチェックしてくれます。

フォロー体制 コミュニケーションの一環として、外国人が先生役となり、日本人従業員に母国の言葉を教える講習会を開いています。言葉を学ぶことより、相手国の事情を理解したり、楽しい時間を過ごしたりすることが目的ですが、先生も、母国の言葉を私達に覚えてもらうことを喜んでくれるので、これからも続けていきたいです。

また、業務面では、今後社内資格も含め、公的な資格取得をめざしてもらうことも視野に入れています。さまざまな技術を習得し、責任ある仕事ができる人材に成長できるよう、私たちもサポートしていきます。

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（冷凍食品製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：冷凍食品の製造
- 従業員数：415人（2021年11月末）
- 特定技能者受入数：101名（ベトナム）

外国人材の受入れ目的

当社では、4年ほど前から技能実習生を受け入れています。冷凍食品第2工場を増設した2020年には、長く一緒に働ける特定技能外国人を100人以上採用。当工場には操業開始当初から外国人の方を多く採用してきた経緯があり、受け入れやすい環境が整っていたと思います。食品業界、とりわけ冷凍食品の分野は、人手不足の状態が続いており、外国人材の力が欠かせません。これからも特定技能外国人には長く力になってもらいたいと考えています。

外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人には、調味料の計量、調理、容器への盛り付けなど、製造に関わる幅広い作業を担当していただいています。今後は、機械のオペレーターなども任せると考えています。特定技能外国人の多くは技能実習の経験があり、日本企業に慣れているため、作業の指示に対する理解が早いと感じます。早く会社の戦力になろうと努力する姿や目標を話してくれる表情を見ていると、できる限りのサポートをしたいと思います。



フォロー体制 入職時には、少人数で衛生教育や安全教育を行っています。登録支援機関の通訳を依頼し、社内ルールや業務内容をしっかり理解してもらえるよう努めています。仕事を始めてからも、SNSのメッセージ機能などを活用して、日常的な困り事などでも、いつでも相談できる体制を整えています。

飲食料品製造業（水産加工品の製造販売・輸出、冷凍冷蔵業務）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：水産加工品の製造販売・輸出、冷凍冷蔵業務
- 従業員数：59人
- 特定技能者受入数：14名（中国）

外国人材の受入れ目的

当社がある紋別市周辺は水産加工業が盛んな地域ですが、人口減少などによる労働力不足で従業員の確保が難しく、外国人材に頼らざるを得ない状況にあります。当社でも以前から技能実習生を受け入れており、特定技能者は即戦力として採用を進めています。現在勤務している特定技能者は、以前弊社で技能実習をした方や、オホーツク地域のほかの水産加工会社で技能実習を経験している方がほとんどです。



外国人材の勤務、生活状況

外国人材は主に冷凍すり身、ホタテ玉冷、サケフィーレの製造業務を担当しています。特定技能者には、自動充填包装機やX線検査機のオペレーター、さらにすり身作りの専門的な作業も覚えてもらっているところです。みんな真面目でテキパキと仕事をこなしてくれる、貴重な戦力です。

フォロー体制 技能実習生の受入れ経験が豊富な紋別工場の工場長等により、外国人材の仕事や日常生活に気を配り、待遇面の改善、トラブルの防止、心身のケアに努めています。

地域全体でも外国人材が長く働ける生活環境を整え、「外国人材に選んでもらえる紋別市」になってほしいと願っています。



優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（サケ・マス類の養殖・加工等）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：サケ・マス類の養殖・加工及び販売、その他魚類の販売
- 従業員数：45人
- 特定技能者受入数：8名（内訳：ベトナム4名、ミャンマー4名）

外国人材の受入れ目的

当社では、現在工場働く人の約8割を外国人材が占めています。水産加工業は水仕事や立ち仕事が多く、従業員の高齢化の進展で技能伝承が困難になるため、次世代育成にむけて、活力ある人を職場のコア人材として育成したいと考え、即戦力として活躍してもらうことができる特定技能外国人を採用しました。

外国人材の勤務、生活状況

特定技能外国人は現在、サーモン加工の基本作業である骨取り、血合い取り、切り身の計量、パッキングなどを担当しています。8人とも遅刻や早退、無断欠勤は一切なく、勤務時間の5分前には準備を終え、明るく前向きに一生懸命仕事をしてくれる彼らの姿は、ほかの外国人従業員の模範になっています。特定技能を受け入れたことがほかの外国人ワーカーに良い刺激を与え、職場全体の規律や雰囲気が良くなったのは、私たちにとってうれしい驚きでした。

フォロー体制 工場では今、7カ国の外国人材が働いており、多様な外国人材へのフォローで特に重視しているのがD&I※（ダイバーシティ&インクルージョン）教育です。

特定技能外国人は、日本の製造業のノウハウを勉強しながら働き、夢を叶えるための技術や資金を蓄える、私たちは、彼らに優秀なスタッフとして会社に貢献してもらう、このWin-Winの関係が築けるところに、特定技能制度の良さがあると思います。これからも彼らが夢を叶える手伝いができるよう、できる限りサポートしたいと考えています。

※D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）：年齢や性別、国籍、学歴、特性、趣味嗜好、宗教などにとらわれない多様な人材が、お互いに認め合い、自らの能力を最大限発揮し活躍できること（引用元：厚生労働省）



飲食料品製造業（調理麺、調理済みレンジ商品、惣菜等の製造）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：食品製造（調理麺、調理済みレンジ商品、惣菜等）
- 従業員数：484人
- 特定技能者受入数：62名（内訳：ミャンマー62名）

外国人材の受入れ目的

特定技能外国人の8割ほどは、当社の工場で過去に技能実習を経験した方です。技能実習期間中に高めた業務スキルと日本語能力を生かし、特定技能として引き続き働いてもらうことで、安定した工場運営に必要な人材の確保を図っています。

外国人材の勤務、生活状況



調理麺などにトッピングする具材の調理、準備、盛付け、麺作り、原材料の荷受けなど、製造現場のほとんどの作業に特定技能外国人が入っています。中でも十分なスキルを備えている人には、盛付けラインでの他の作業への指示出しなども任せ、現場スタッフの中心となって活躍してもらっています。今後、業務スキルと日本語能力の高い特定技能外国人には、「惣菜管理士」の資格取得を推奨したいと考えています。

フォロー体制 将来日本語を生かして活躍する人材になってほしいという思いから、日本語能力試験のN1、N2レベルを目標とする日本語教育に力を入れ、レベルに応じた昇給制度も設けています。

また、年2回個別面談も行い、業務や職場に対する要望を聞き取る機会を設けています。その際、仕事ぶりに対する同僚からの評価を本人にフィードバックし、モチベーションアップや業務改善につなげています。

さらに、安全衛生教育では、必ず身に付けてほしい事柄は母国語で伝え、確実に理解してもらうよう努めています。以前、こちらからの情報が正しく理解されず、軽いやけどなどの労災が起きてしまったことがありました。その反省から、母国語での説明や掲示物の翻訳を徹底し、再発防止を心掛けています。

優良事例（特定技能外国人材の受入れ）

飲食料品製造業（豚食肉製造業）

【特定技能受入機関概要】

- 事業内容：豚食肉製造業
- 従業員数：108人
- 特定技能者受入数：2名（内訳：インドネシア2名）

外国人材の受入れ目的

社員の高齢化も進む中、工場の安定稼働のために若い働き手を増やしたいと考え、2022年5月に特定技能外国人を採用しました。

当地域には外国人がまだ少ないため、私たちが外国人を雇用してともに働くことで、会社や地域で異文化コミュニケーションが広がり、新たな刺激になるのではないかと期待も持っていました。



外国人材の勤務、生活状況

現在は、豚部分肉（ロース、バラ）の脱骨作業を担当してもらっています。通常、新人スタッフが加工ラインに入るまでに2、3カ月かかりますが、特定技能の2人は向上心を持って真摯に仕事を覚え、1カ月でラインに入ること

ができました。今後は、より難しい肩などの部位の脱骨もできるように指導していきたいと考えています。

フォロー体制

特定技能外国人の2人はムスリム※ですが、当社では豚肉の加工がメイン業務となるため、採用面接時に確認を取り、その上で採用しています。また、受入れ前には、管理職や総務部門の担当者がイスラム教やムスリム対応の基礎について学び、一般社員に分かりやすく伝えました。体を清めやすいシャワールームのある場所に礼拝室を設け、設備面も整えています。

※ムスリム：イスラム教を信仰している人々のこと。ムスリムには信仰、告白、毎日5回の礼拝、喜捨、年1回の断食および一生に一度の聖地巡礼が戒律とされている。また、豚肉やアルコール類の飲食は禁じられている。

今は、外国人と日本人がお互いいろいろな経験をし、知識を身につけ、高め合うことの意義を感じています。これからも、日本人と同じように意欲を持って働きたいという特定技能外国人を一人でも多く採用していきたいと考えています。